

1. 景観形成基本方針

我孫子市の景観形成の問題・課題は、前に述べたとおり市全域にわたることから、景観形成の目標を達成するため、法第8条第2項第2号の規定により、位置・交通、自然的条件、社会的条件や景観の現況をもとに次の5つの基本方針を定めます。

1 うるおいのある水と緑で包みこむ自然景観の形成

本市は、手賀沼や利根川、古利根沼の豊かな水辺と、斜面林、田園などの緑が広がる恵まれた自然環境をたずさえており、これらがあびこの景観を際立たせる重要な要素です。こうした水と緑が市街地を取り囲むように都市にうるおいとやすらぎを与え、人々の暮らしや鳥をはじめとして様々な生き物を育くんできました。これらの貴重な自然環境を守り、育てつつ、人々が親しみやすく、生き物が生息しやすい自然景観の形成を図るものとします。

- ・水辺空間の保全、活用
- ・斜面林や田園の緑の景観の保全、育成
- ・人と自然との関わりのなかで作り出された里山などの文化的景観の保存、活用、管理

2 歴史・文化の保全・活用・創造によるまちなみ景観の形成

人々の営みによって培われてきた落ち着いたたたずまいを残す集落地や、地域の歴史・風土を物語る歴史的遺産や祭り、行事などは特徴のあるあびこの景観です。また、公園や街路樹あるいは寺社の森や個人の庭などの身近な緑は人々の暮らしにうるおいを与えるとともに生き物も住める重要な緑として大きな役割を果たしています。

豊かな都市生活空間を創出するために、これらを守り、活かし、そして作りだすことにより、人々の暮らしを彩りながら、歴史・文化を継承していくとともに新しい都市文化を創造し、調和とまとまりのあるまちなみ景観の形成を図るものとします。

- ・ゆとりとうるおいがあり、調和のとれたまちなみ景観の形成
- ・地域の歴史・風土に根ざしたまちなみ景観の形成
- ・寺社の森、歴史的遺産や祭りなど文化的景観の保存
- ・新しい都市文化を創造する魅力的な景観の創出

3 中心拠点にふさわしい景観と地区拠点の景観の形成

本市の市街地は、我孫子、天王台、湖北、新木、布佐の駅を中心とした5つのまとまりをもった地区で形成されており、それぞれの駅と周辺の商業地が一体となって、人々の暮らしを支えてきました。市街地の魅力ある景観を形成するためには、地区内の駅とその周辺を拠点として、それぞれの地区の顔にふさわしい個性と魅力を生み出す必要があります。

5地区の中でとくに我孫子駅周辺から手賀沼までを本市全体の「中心拠点」として、本市の顔にふさわしい景観形成を図るものとします。その他4地区の駅周辺は「地区拠点」としてそれぞれに個性のある景観形成を図るものとします。

- ・我孫子市の顔にふさわしい中心拠点の形成
- ・個性的で魅力のある地区拠点の形成

4 東西、南北に結びつく景観の帯の形成

我孫子市は、東西に人々の営みが5地区に分かれ形成されており、東西の流れに沿えば成田街道の面影や交通の歴史も読み取れます。また、南北には起伏に富んだ地形に豊かな自然を感じることもできます。

このような人々の営みで生まれた東西の景観の帯（営み帯）と市街地の人々を水辺や田園へと導く南北の景観の帯（架け橋帯）が結びつくはしご状の構造を生かし、それぞれの魅力ある景観の帯の形成を図るものとします。

また、通過交通を担い本市のイメージを大きく印象づける国道6号はにぎわいのある、県道我孫子利根線は利根川の自然景観を意識した広域的な景観の帯（広域帯）として魅力的な景観形成を図るものとします。

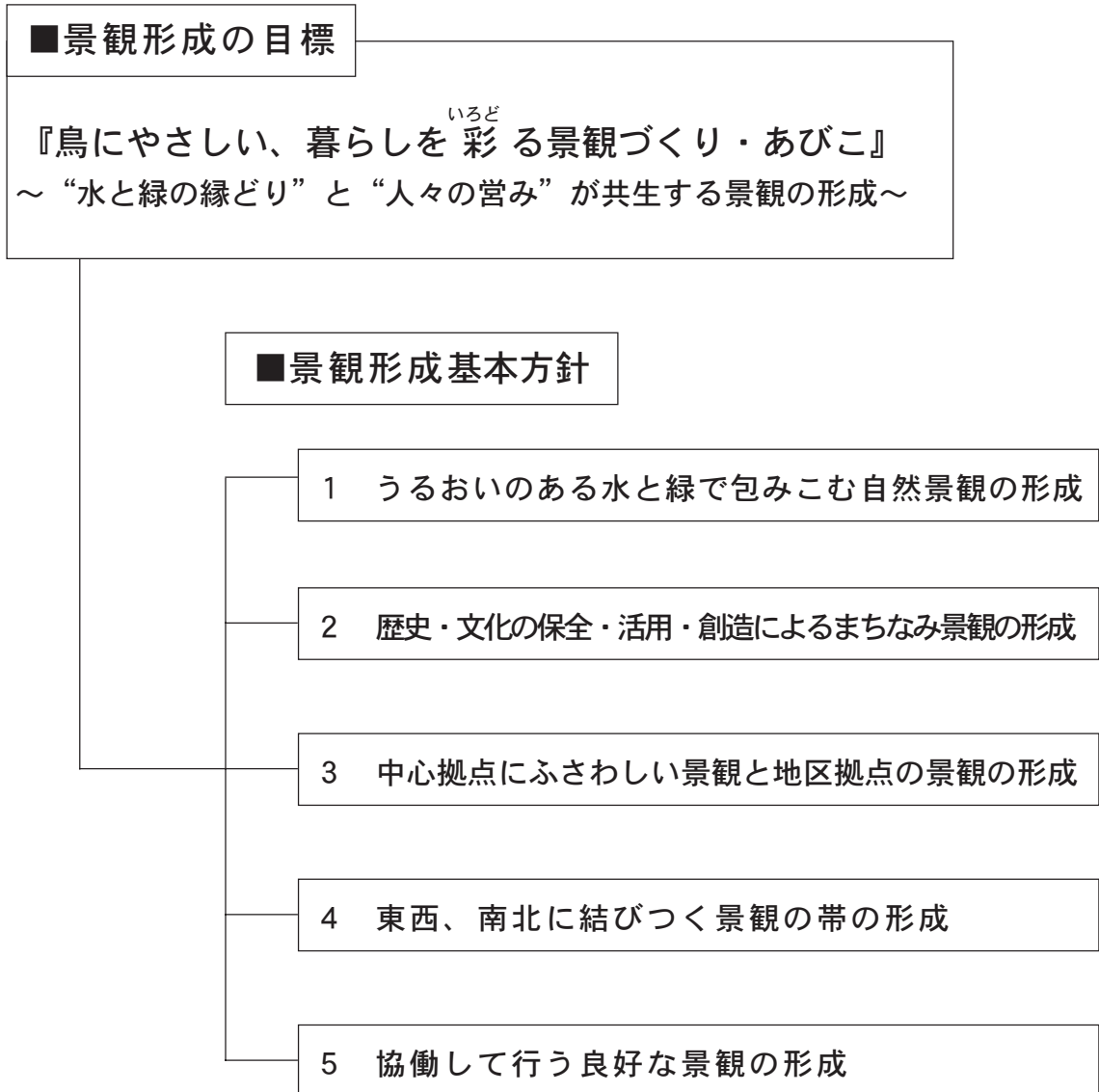
- ・我孫子のシンボルとなり、暮らしをつなぐ営み帯の形成
- ・市街地から水と緑へと結ぶ架け橋帯の形成
- ・国道6号のにぎわいと県道我孫子利根線の自然を意識した広域帯の形成

5 協働して行う良好な景観の形成

良好な景観の形成は、まちづくりにおいて市民、事業者及び行政を問わず個々の事業にあわせて常に意識すべきものです。

また、まちづくり全般に関わる景観形成や歴史的・文化的遺産の保全・活用、重要な緑地の維持・管理などにあたっては、市や事業者に加え、市民の理解や協力に基づいた取り組みが不可欠です。そのために、互いに対等な立場で果たすべき役割と責任を自覚し、あびこの景観づくりという共通の目標に向かって市民、事業者及び行政が連携して課題の解決に取り組み“あびこの景観づくり”を進めていくこととします。

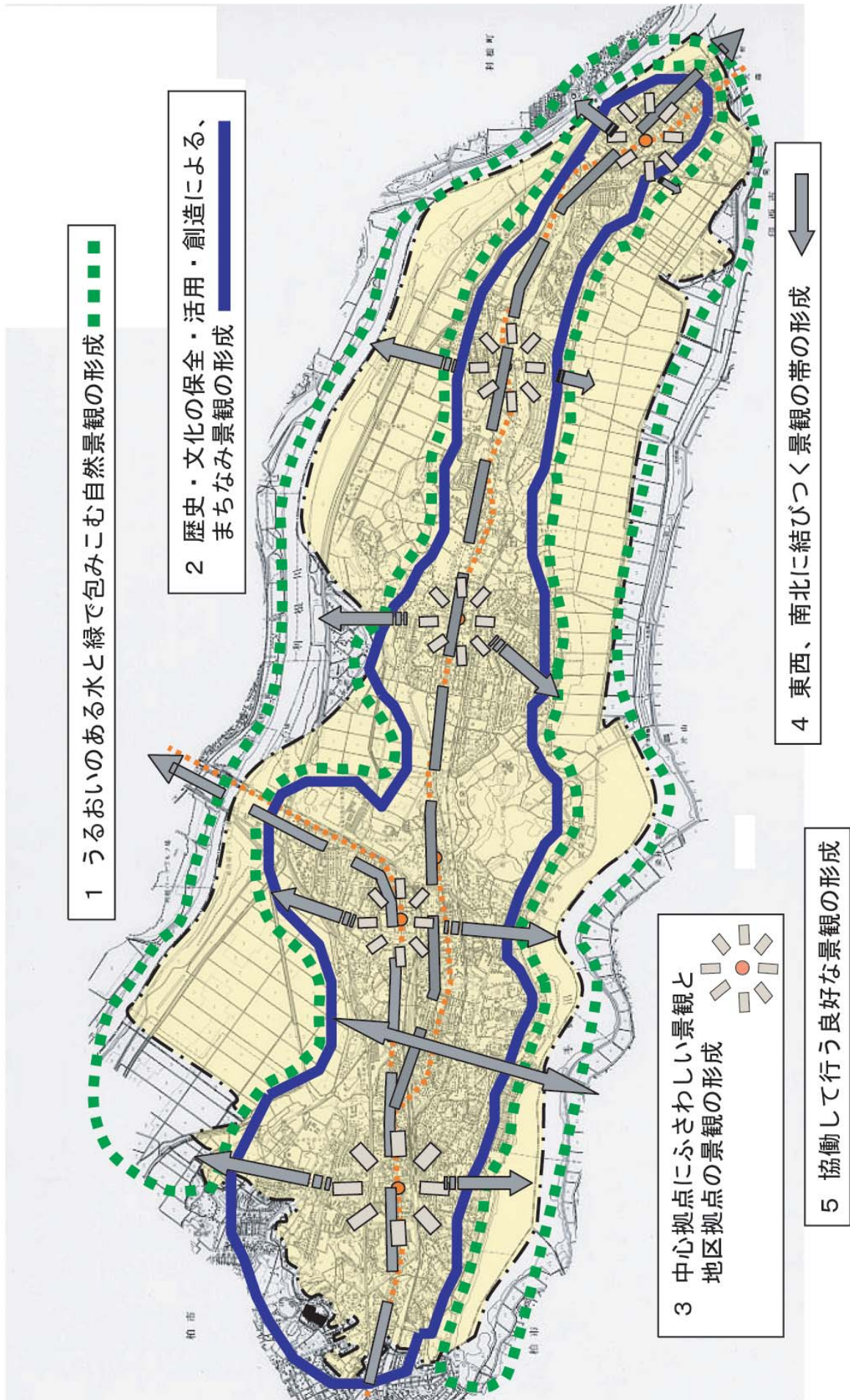
- ・市が取得した斜面緑地の市民の手による保全活動
- ・市が所有する歴史的・文化的遺産の市民による維持、活用
- ・市民、事業者が所有する庭園や施設などの市民の手による公開事業



本市では、「鳥にやさしい、暮らしを彩る景観づくり・あびこ」～ “水と緑の縁どり” と “人々の営み” が共生する景観の形成～を景観形成の目標とします。

この目標を達成するため、5つの景観形成基本方針に基づき景観形成を推進するにあたり、我孫子市全域を本計画の適用対象区域と定めます。

● 景観形成基本方針図



2. 地区別景観形成方針

我孫子市全体を対象とした景観形成基本方針に基づき、地区ごとの景観形成を具体的に推進するために、地域的広がりや地域社会のまとまりに対応した地区別景観形成方針を策定します。

1 地区別景観形成方針の考え方

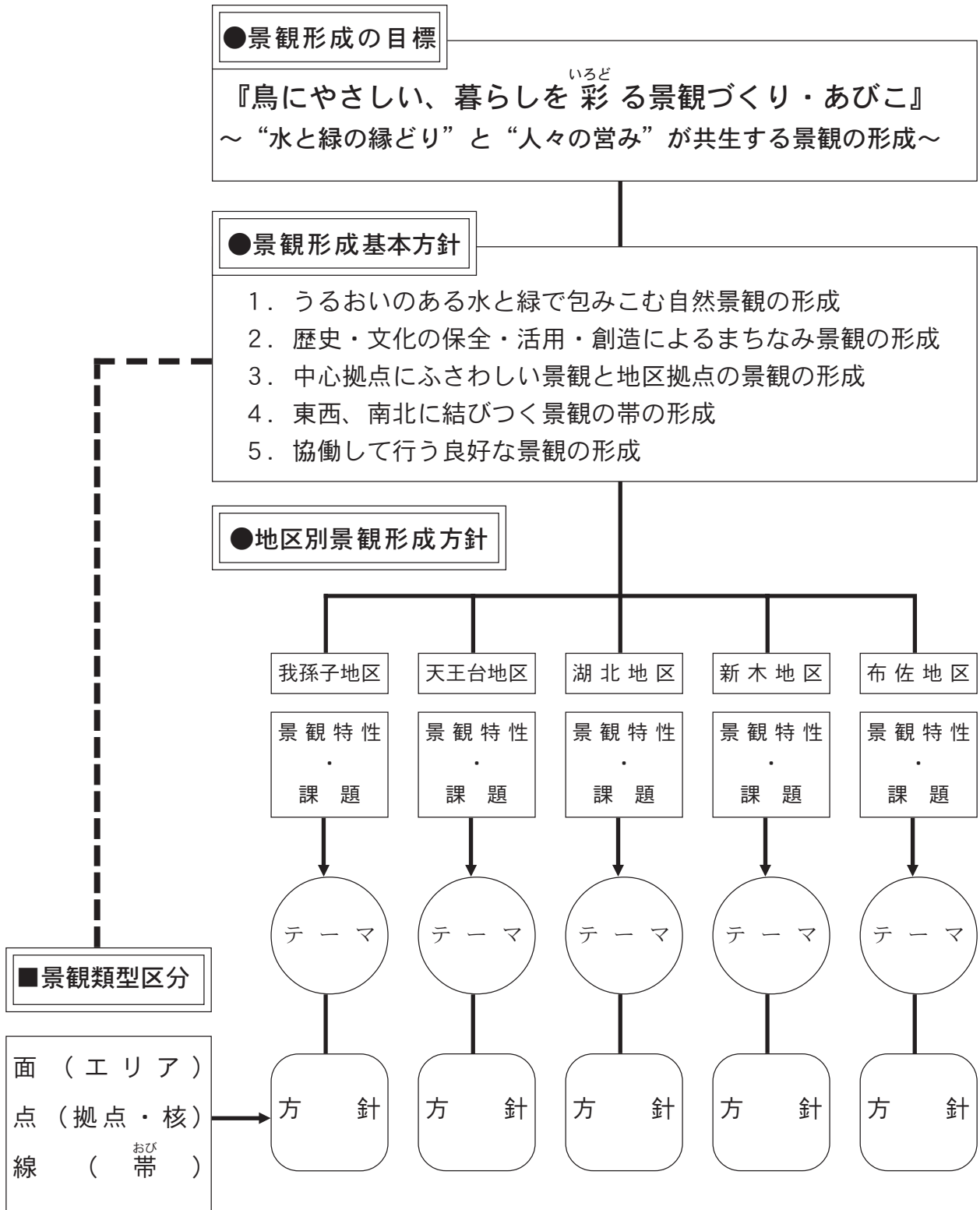
地区の区分としては「第一次基本計画（平成14年3月）」における将来都市像の諸計画や日常生活空間の地域的まとまりに基づき、我孫子、天王台、湖北、新木、布佐の駅を中心とした5地区に区分します。ここでは、各地区の景観特性と課題を整理したうえで、景観形成のテーマと方針を設定します。

さらに、市全域の景観形成基本方針もふまえ、景観の類型に応じて面（エリア）と点（拠点・核）と線（帯）に区分し、地区別景観形成の具体的な方針として設定します。

●地区区分図



地区別景観形成方針の組み立て



2 目標

あびこの景観については、自然景観、歴史・文化的景観、まちなみ景観の要素で分類しました。ここでは、地区別景観形成方針をより具体化することを目的として、景観の類型に応じた区分を行い、それぞれ面(エリア)、点(拠点・核)、線(帯)として設定し、整理することとします。

- 面(エリア)的景観 土地利用や環境において同質な景観特性をもち、一定の広がりのあるまとまりとしてとらえる景観
- 点(拠点・核)的景観 地区の主要な施設、オープンスペース、あるいは史跡などの景観形成上価値のある拠点・核的要素の景観
- 線(帯)的景観 道路など都市の骨格となる連続性のある景観

【面(エリア)的景観】

- 水辺景観形成エリア 手賀沼や利根川、古利根沼の水辺空間の保全、活用による景観の形成
- 緑の景観形成エリア まちを縁どる田園と斜面緑地の保全、育成及び生物が生息できるような多様性に富んだ緑の環境の形成
- 農村集落地景観形成エリア 農地などの身近な緑と調和した集落地景観の形成
- 市街地景観形成エリア まとまりと個性のあるまちなみ景観の形成
地区計画、景観協定、建築協定、緑地協定の推進
- 集落地景観を生かした市街地景観形成エリア 伝統的な緑やたたずまいを活かしたまちなみ景観の形成
地区計画、景観協定、建築協定、緑地協定の推進
- 歴史・文化的景観形成エリア 旧街道のまちなみや歴史的・文化的遺産の保存、活用
地区計画、景観協定、建築協定、緑地協定の推進

【点（拠点・核）的景観】

- | | |
|------------------------------|---|
| ○みどりの核 | 公園・緑地などのオープンスペースで都市空間をやわらげるとともに、生き物の生息環境となる緑の形成 |
| ○中心拠点
(我孫子駅周辺から
手賀沼まで) | 我孫子市の顔にふさわしいにぎわいのある景観の形成 |
| ○地区拠点
(我孫子駅以外の
主な駅周辺) | 各地区の顔となる個性のある景観の形成 |
| ○シンボル景観拠点
地域のシンボル | 地域のシンボルとなる先導的な景観の形成 |

【線（帯）^{おび}的景観】

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ○広域帯 ^{おび} | 国道6号と県道我孫子利根線を広域的な役割を担う景観の帯として形成 |
| ○営み帯 ^{おび} （東西の帯） | 市街地を結びつける国道356号と手賀沼ふれあいラインを景観の帯として形成 |
| ○架け橋帯 ^{おび} （南北の帯） | 市街地と周囲の自然環境を結びつける架け橋となる景観の帯として形成 |
| ○歩行者の回遊帯 ^{おび} | 水と緑と歴史と文化が楽しめる歩行者系の回遊ルートの形成 |